

特定器材マスターの改定について

今般、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。
なお、下記の新設コードは、適用年月日を平成 28 年 1 2 月 1 日に設定していることから、平成 28 年 1 1 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

- 1 平成 28 年 1 1 月 3 0 日付け厚生労働省告示第 4 0 2 号に基づく新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：3 コード）

平成 28 年 1 2 月 1 日適用

特定器材 コード	特定器材名	金額 種別	金額
710011007	中心静脈用カテーテル（抗菌型）	1	9,930
710011008	合成吸収性癒着防止材（スプレー型）	1	7,130
710011009※	合成吸収性癒着防止材（スプレー型）・指 定番号	1	7,300

※ 承認番号「22800BZX00234000」を付与された材料は、平成 28 年 1 2 月 1 日から平成 30 年 3 月 3 1 日までの間この金額となります。

- 2 平成 28 年 1 1 月 3 0 日付け厚生労働省告示第 4 0 2 号に基づく特定器材名称の変更（変更区分「5」：1 コード）

平成 28 年 1 2 月 1 日適用

特定器材 コード	特定器材名	
	変更後	変更前
730840000	合成吸収性癒着防止材（シート型）	合成吸収性癒着防止材